

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛媛支部

奨学事業 高等学校等給付奨学生 募集要項

高等学校に通う生徒を対象とする奨学給付は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会という。」）の定款第4条に定める「青少年の健全な育成に資するため、有為の生徒に対する奨学資金の給付」を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 本部及び愛媛支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付します。

(2) 本事業が求める生徒像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募（推薦）資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の要件を満たす者とします。

愛媛県内の高等学校等に在学し、修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる生徒とします。

高等学校等は、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期程、特別支援学校の高等部（高等特別支援学校を含む）及び当会が特に認める学校とします。

3. 募集人数 90名（各学校2名以内とするが、分校がある学校に関しては、分校の生徒を1名含み、3名以内とする。※分校には案内を送っていません。）

4. 給付金額 奨学生一人に対し5万円を給付します。

5. 給付期間 1年に1回限りとします。

6. 交付時期 9月中旬に奨学生本人名義の金融機関口座に送金します。 ※送金までに各学校において目録を手交します。

7. 募集期間

令和8年5月1日 ～ 令和8年6月30日まで（締切厳守、必着）

8. スケジュール

- 令和 8 年 7 月頃 選考を行います。
選考結果を支部長から在籍する校長と本人に通知します。
- 令和 8 年 8～9 月頃 目録の手交を行います。
- 令和 8 年 9 月中旬 奨学生本人名義の金融機関口座に送金します。
- 令和 9 年 3 月頃まで 奨学生本人が成果報告書の提出をします。

9. 提出書類

(1) 応募時

- ① 給付奨学生申請書
- ② 学校長の推薦書
- ③ 親権者の所得証明書

(2) 採用決定後（年度末までに）

- ① 成果報告書

※ 提出書類は返却いたしません。

〈個人情報の取扱いについて〉

- ・ 申請書等に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 成果内容の一部を、ホームページや広報誌等で公表することがあります。

10. 書類提出先

公益財団法人日本教育公務員弘済会愛媛支部
〒790-8545
愛媛県松山市祝谷町1-5-33
TEL : 089-932-8358 FAX : 089-932-8357
E-mail ehime@nikkyoko.or.jp

11. 選考の基準及び選考の手順

(1) 選考の基準

- ① 給付の必要性 1 在学校長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること
- ② 給付の必要性 2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
- ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること

(2) 選考の手順

＜選考＞ 支部選考委員会による書類選考

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 修学意欲の確認

①～③の総合判定により奨学生候補者として選考し、本部に支部長名で推薦します。

12. 結果の通知と奨学生の採用内定

支部長の推薦を受け理事長が採用内定者を決定します。

13. 奨学生の採用決定

理事長は採用内定者から提出された書類を確認し、採用を決定します。

その結果については、支部長を通じて校長にその旨通知するとともに、本人に採用決定通知書をもって通知します。

14. 奨学生の採用決定後の義務

奨学生は、年度末まで成果報告書を支部長に提出します。

15. 奨学金の返還と廃止

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができることとし、以後の給付を廃止します。

- ① 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- ② 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- ③ 休学、転学又は留年の理由が適切ではないと判断されたとき
- ④ 在学する高等学校等で処分を受け、学籍を失ったとき
- ⑤ その他奨学生として適切ではないと判断されたとき

16. 奨学金の併用

他の企業・団体等の奨学金との併用も可とします。

17. その他

※採用・不採用の理由等については一切回答しません。

※給付奨学事業では所得証明書等の提出を求めています。収入を確認するために利用をしています。マイナンバー制度による個人番号は必ず隠して複写等をしていただくようお願いします。